

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年6月13日(2019.6.13)

【公表番号】特表2018-519873(P2018-519873A)

【公表日】平成30年7月26日(2018.7.26)

【年通号数】公開・登録公報2018-028

【出願番号】特願2017-558389(P2017-558389)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/12 (2006.01)

H 0 5 H 1/24 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 2/12

H 0 5 H 1/24

【手続補正書】

【提出日】令和1年5月9日(2019.5.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

生存する対象中にインプラントを設置する前に電気的絶縁材料で作製された前記インプラントをプラズマ処置するためのプラズマチャンバーであって、

底部および頂部を有する内面を有しあつ前記インプラントを収納するように適合された内部空間を画定する閉鎖可能なコンパートメントと；

前記底部から突き出していてかつインプラントの総表面積の約5%未満の表面積に沿って前記インプラントを接触させながら前記インプラントを前記底部の上で支持するように構成されるスペーサと；

それぞれ前記閉鎖可能なコンパートメントの前記底部および前記上部にある少なくとも1つの電極であって、前記内面の空洞の中に位置するチップを有し、EM電源と電気的に連結して前記閉鎖可能なコンパートメントの内側でプラズマ発生EM場を発生するように構成されている、少なくとも1つの電極と、

を含む、プラズマチャンバー。

【請求項2】

前記インプラントが、乳房インプラントであり、かつ前記内部空間が、ドームとして形成される、請求項1に記載のプラズマチャンバー。

【請求項3】

前記チップが、鋭利である、請求項1に記載のプラズマチャンバー。

【請求項4】

前記チップが、平滑である、請求項1に記載のプラズマチャンバー。

【請求項5】

閉鎖される時に前記閉鎖可能なコンパートメント中への外来物質の自発的な侵入を予防し、かつ開口する時に、前記インプラントをすぐために、前記閉鎖可能なコンパートメント中への液体の導入を可能にするように構成された、液体ポート1042をさらに含む、請求項1に記載のプラズマチャンバー。

【請求項6】

前記液体ポートが、シールにより閉鎖され、前記シールが、前記液体ポートを開口する

ために不可逆的に破壊されるように構成されている、請求項 5 に記載のプラズマチャンバー。

【請求項 7】

前記閉鎖可能なコンパートメントの外部の気体供給源からの気体で前記閉鎖可能なコンパートメントをフラッシュすること、または前記閉鎖可能なコンパートメントから気体を吸い上げることが可能であるように構成された、気体ポートをさらに含む、請求項 1 に記載のプラズマチャンバー。

【請求項 8】

前記少なくとも 1 つの電極が、前記頂部上の複数の電極および前記底部上の複数の電極を含む、請求項 1 に記載のプラズマチャンバー。

【請求項 9】

前記電極と電気的に連結するようにかつプラズマ発生電場を発生するのに適した電力を前記電極に供給するように構成された高電圧電源をさらに含む、請求項 8 に記載のプラズマチャンバー。

【請求項 10】

前記高電圧電源が、前記電極間の前記電力供給を連続で分配するように構成される、請求項 9 に記載のプラズマチャンバー。

【請求項 11】

生存する対象中にシリコーンインプラントを植込むために前記インプラントを調製するための方法であって、

前記インプラントを収納するプラズマチャンバー中でプラズマを発生させるステップと；

前記プラズマを発生させた後に、少なくとも 1 種の治療上効果的な薬剤を含む極性液で前記インプラントを湿潤するステップと；

前記プラズマを発生させた後に、前記生存する対象中に前記インプラントを設置するために、前記プラズマチャンバーから前記インプラントを取り出すステップと、  
を含む、方法。

【請求項 12】

前記湿潤が、前記プラズマチャンバーから前記インプラントを前記取り出すことの前に実施される、請求項 11 に記載の方法。

【請求項 13】

前記プラズマチャンバーから前記インプラントを前記取り出すことが、前記湿潤の前に実施される、請求項 11 に記載の方法。

【請求項 14】

前記極性液が、水である、請求項 11 に記載の方法。

【請求項 15】

前記少なくとも 1 種の治療上効果的な薬剤が、抗微生物薬、麻酔薬、鎮痛薬、抗炎症剤、瘢痕化防止薬、線維化抑制薬、抗癌性化合物、出血を抑制するための止血材料、ホルモン療法薬、幹細胞、および細胞前駆体からなる群から選択される、請求項 11 に記載の方法。

【請求項 16】

活性化デバイスと請求項 1 に記載のプラズマチャンバーとを含む、生存する対象中にインプラントを設置する前の前記インプラントのプラズマ処理のための装置であって、前記プラズマチャンバーは前記活性化デバイスから取り外しうけ、前記活性化デバイスが、前記プラズマチャンバーを受けとるように構成されたスロットと、電極と電気的に連結されるように構成されかつ、前記プラズマチャンバーが前記スロット中に配設される時に、前記閉鎖コンパートメント中でプラズマ発生電場を適用するのに適した電力を前記電極に提供するように構成された電気回路と、を含む、装置。

【請求項 17】

前記閉鎖コンパートメントが、周囲大気に換気されかつ微生物から密閉され、前記流体

が、それにより周囲圧力および組成で維持される、請求項1\_6に記載の装置。

【請求項 18】

前記携帯可能なコンテナが、開放および閉鎖されるように動作可能でかつ前記閉鎖コンパートメントと流体連結される弁と、圧縮気体を含有しかつ前記弁と流体連通される気体受容器とをさらに含み、前記弁を開口することが、前記気体受容器と前記閉鎖コンパートメントとの間の流体連通を可能にする、請求項1\_6に記載の装置。

【請求項 19】

前記携帯可能なコンテナが、開放および閉鎖されるように動作可能でかつ前記閉鎖コンパートメントと流体連結される弁をさらに含み、および前記活性化デバイスが、前記携帯可能なコンテナが前記スロット中に配設されると前記弁に流体接続されるように構成される、流体ポートを有する、請求項1\_6に記載の装置。

【請求項 20】

前記流体ポートが、前記活性化デバイスの気体ポンプと制御弁を介して流体連結される、請求項1\_9に記載の装置。